

ユニバーサルデザインに関する最近の動向等について

- ①厚生労働省提出資料..... P 1
 - ・平成 20 年度末現在の身体障害者手帳（聴覚・平衡機能障害）交付数
 - ・地域生活支援事業について
- ②障がい者制度改革の推進体制等について..... P 7
- ③バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について..... P 11
- ④しづおかユニバーサルデザインの推進（静岡県提出資料）..... P 15
- ⑤平成 17 年度「生活環境」及び「情報・コミュニケーション」に関する調査（共用品推進機構提出資料）..... P 23
- ⑥中園委員提出資料..... P 31
- ⑦聴覚障がい者対策に関する日本火災報知機工業会の活動（日本火災報知工業会提出資料）..... P 48

平成20年度末現在の身体障害者手帳(聴覚・平衡機能障害)交付数

(単位:人)

	総数	内訳					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
18歳未満	17,898	325	5,638	3,667	2,263	25	5,980
18歳以上	430,767	22,897	101,636	54,395	87,924	2,706	161,209
合計	448,665	23,222	107,274	58,062	90,187	2,731	167,189

(出典:平成20年度福祉行政報告例)

地域生活支援事業について

【事業の目的】

- 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効率的に実施。**
- もつて、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的に実施が可能である事業

[地域の特性]

地理的条件や社会資源の状況

[柔軟な形態]

①委託契約、広域連合等の活用

②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能

③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる

※ ただし、地域生活支援事業単独で行うことも可。

(4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

【財源】

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助
【都道府県事業】国1／2以内、都道府県1／2以内、
【市町村事業】

【予算額】
21年度 440億円 ⇒ 22年度 440億円

(参考) 地域生活支援事業一覧

市町村事業
1 相談支援事業
(1) 障害者相談支援事業《交付税》
(2) 市町村相談支援機能強化事業
(3) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
(4) 成年後見制度利用支援事業
2 コミュニケーション支援事業
3 日常生活用具給付等事業
4 移動支援事業
5 地域活動支援センター
(1) 地域活動支援センター《交付税》
(2) 地域活動支援センター機能強化事業
6 その他の事業
(1) 福祉ホーム事業
(2) 盲人ホーム事業
(3) 訪問入浴サービス事業
(4) 身体障害者自立支援事業
(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業)
(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
(7) 知的障害者職親委託制度
(8) 生活支援事業
(9) 日中一時支援事業
(10) 生活サポート事業
(11) 社会参加促進事業

都道府県事業
1 専門性の高い相談支援事業
(1) 発達障害者支援センター運営事業
(2) 障害者就業・生活支援センター事業《※》
(3) 高次脳機能障害支援普及事業
(4) 障害児等療育支援事業《交付税》
2 広域的な支援事業
都道府県相談支援体制整備事業
3 サービス・相談支援者・指導者育成事業
(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業
(2) 相談支援従事者研修事業
(3) サービス管理責任者研修事業
(4) 居宅介護従事者等養成研修事業
(5) 手話通訳者養成研修事業
(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業
(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
(8) 音声機能障害者発声訓練事業
4 その他の事業
(1) 福祉ホーム事業
(2) 盲人ホーム事業
(3) 重度障害者に係る市町村特別支援事業
(4) 生活訓練等事業
(5) 情報支援等事業
(6) 障害者IT総合推進事業
(7) 社会参加促進事業

*障害程度区分認定等事業費補助金により補助

注)下線は必須事業

日常生活用具給付等事業の概要

1. 制度の概要

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定。

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。

2. 対象者　　日常生活用具を必要とする障害者、障害児

3. 実施主体　　市町村

4. 種目（詳細は（別紙）厚生労働省告示第529号を参照）

- ① 介護・訓練支援用具
- ② 自立生活支援用具
- ③ 在宅療養等支援用具
- ④ 情報・意思疎通支援用具
- ⑤ 排泄管理支援用具
- ⑥ 居宅活動動作補助用具（住宅改修費）

5. 申請方法等

市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

6. 費用負担

(1) 補助金の負担割合

国:50／100、都道府県:25／100、市町村:25／100

※ 国費の財源は平成21年度の場合、440億円（統合補助金）の内数。

(2) 利用者負担

市町村の判断による。

【参考】

- 1. 創設年度　　平成18年10月施行
- 2. 根拠　　障害者自立支援法 第77条第1項第2号
- 3. 国の補助根拠　　障害者自立支援法 第95条第2項第2号

(別紙)

○厚生労働省告示第529号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳沢 伯夫

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定による障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二 用具の用途及び形状

- イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
- ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

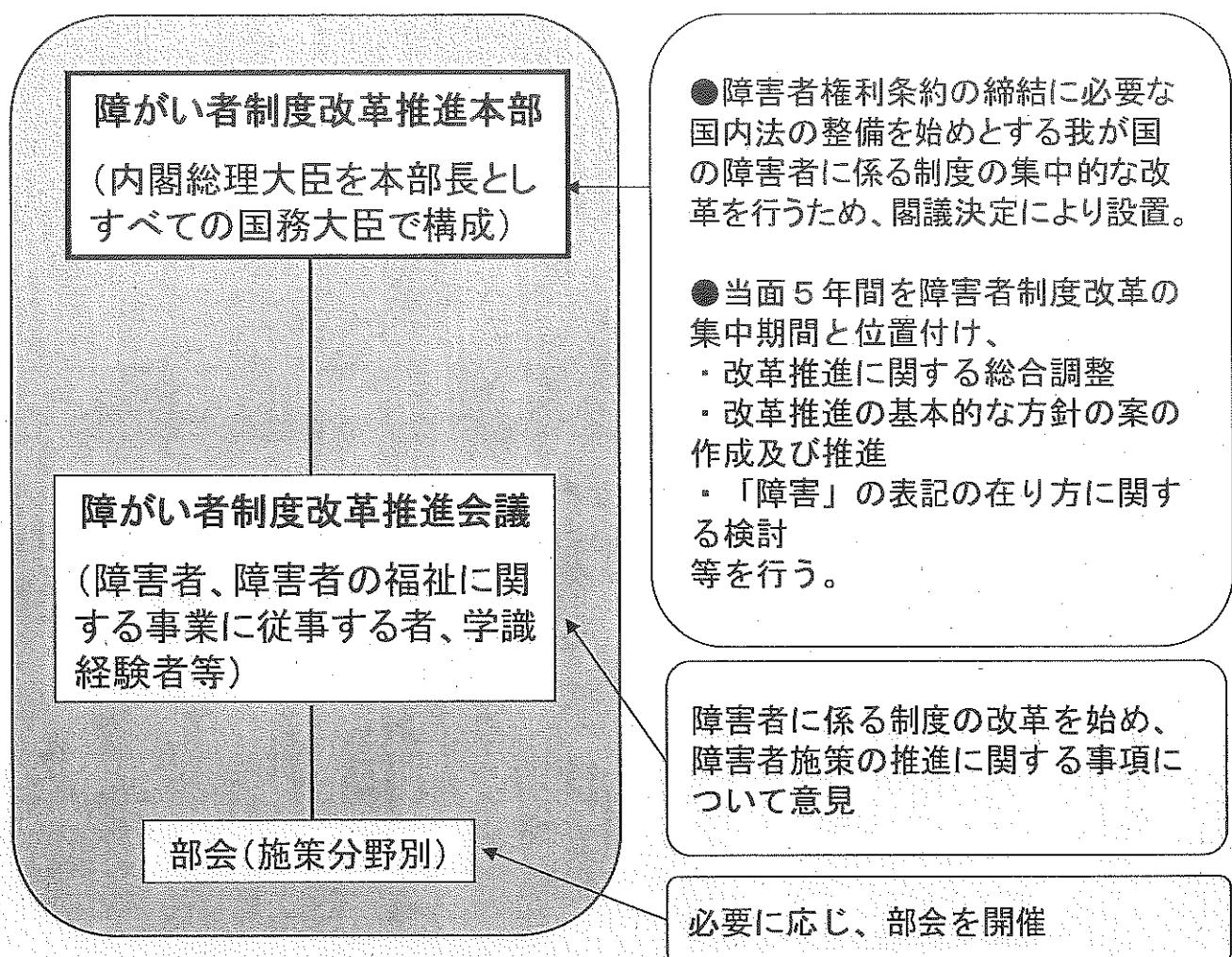
(参考)

日常生活用具参考例

種 目		対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	
	頭部保護帽	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	
	特殊便器	上肢障害
	火災警報機	
	自動消火器	障害種別に問わらず火災発生の感知・避難が困難
	電磁調理器	
在宅療養等支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害
	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
情報・意思疎通支援用具	盲人用体温計(音声式)	視覚障害
	盲人用体重計	
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)	視覚障害
	点字図書	
排泄管理支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具) 紙おむつ等(紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品) 収尿器	ストーマ造設者 高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事
大谷 恭子	弁護士
大濱 真	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長
小川 榮一	日本障害フォーラム代表
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議事務局長
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク理事長
清原 慶子	三鷹市長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会常務理事
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
堂本 晓子	前千葉県知事
中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
中西 由起子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長 日本障害者協議会常務理事
松井 亮輔	法政大学教授
森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長
山崎 公士	神奈川大学教授
オブザーバー 遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹

(敬称略五十音順)

障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）（案） (抜粋)

8) 情報アクセス・コミュニケーション保障 (推進会議の問題認識)

障害者は、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするため、必要な情報及びコミュニケーションが保障される権利を有する。

障害者も、障害のない人と同様に、表現の自由や知る権利の保障の下で、情報サービスを受ける権利を有しており、自ら必要とする言語及びコミュニケーション手段を選択できるようにするとともに、障害者が円滑に情報を利用し、その意思を表示できるようにすることが不可欠である。

国及び地方公共団体は、障害者が選択するコミュニケーション手段を使用することができるよう必要な施策を講じなければならない。

【情報バリアフリーの取組】

日本においては、情報や考えのやりとりに必要なサービス（手話通訳者、要約筆記者、知的障害者の支援者等）を利用できないことや、障害に配慮した情報提供（点字化、字幕を付ける、ルビを振る等）を受けられること等、障害者は、生活の様々な場面で情報へのアクセスやコミュニケーションにおける困難に直面している。

近年、日本は高度な情報・コミュニケーション技術（ICT）を発展させてきたが、障害者がそれを十分に利用できないという事態も生じている。

このような状況は、障害者に不利益を負わせるだけでなく、障害者と交流する障害のない人にも不利益を生じさせるものである。

このような観点から、以下を実施すべきである。

- 手話付放送、字幕付放送、電話リレーサービス等、あらゆる障害の種別・特性に配慮した方法による情報提供が、関係事業者等により日常生活、社会生活、障害者と障害のない人との交流する機会等のあらゆる場面において行われるよう必要な支援を行うとともに、時限付きの数値目標を伴った情報バリアフリー化のための指針の策定を始め、必要な環境整備を図る。

【関係省庁の協力を得て総務省・厚生労働省】

- 手話通訳者、指点字通訳者、触手話通訳者、要約筆記者、知的障害者の支援者等、障害者と障害のない人のコミュニケーションを支援する人材について、その養成の一層の拡充を図るとともに、公的機関への配置をするための必要な措置を講ずる。

【厚生労働省】

【災害時における緊急情報等の提供】

災害時における緊急情報等は、生命に関わる極めて重要性の高いものであるが、現状では、被害情報や避難情報等の提供が障害者に配慮された形で行われているとは言い難く、市町村によってもその対応にはばらつきがみられる。

このような状況を改善するため、以下を実施すべきである。

- 放送事業者等が災害に関する緊急情報等を提供するに当たっては、手話や字幕等の障害者が必要な情報を迅速かつ的確に入手できる方法が講じられるよう、必要な措置を講ずる。

【総務省】

- 災害等の緊急事態における国・地方公共団体による避難勧告等に当たっては、あらゆる障害の種別・特性に対応した伝達手段が確保されるよう、具体的方策を講ずる。

【総務省・内閣府・厚生労働省】

(政府に求める今後の取組に関する意見)

- 障害の特性に配慮した方法による情報提供が行われるよう、関係省庁が連携し、技術的・経済的な実現可能性を踏まえた上で、必要な環境整備の在り方について、障害当事者の参画も得つつ検討し、平成24年内にその結論を得る。
- 放送事業者における現状の対応状況、取組の拡充に係る課題等を踏まえ、平成22年度内に、災害に関する緊急情報等の提供について、放送事業者に対する働きかけ等の措置を検討する。
- 国・地方公共団体による災害時の緊急連絡について、あらゆる障害の特性に対応した伝達手段が確保されるための具体的な方策の在り方について検討し、平成24年内にその結論を得る。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について

【目的】

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰は、平成13年11月6日に開催された「バリアフリーに関する関係閣僚会議(第2回)」において創設され、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績のあった者を顕彰し、優れた取組を広く普及させることを目的として実施

【表彰対象】

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、極めて顕著な、又は特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体

選考の流れ

内 閣 府

内閣府から推薦を依頼(5月頃)

関係府省

都道府県 政令指定都市

関係府省、都道府県・政令指定都市において選考

内閣府に推薦(7月末まで)

内 閣 府

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会」において選考

表 彰(12月頃)

1. 内閣総理大臣表彰(2件)
 2. 内閣府特命担当大臣表彰優良賞(5件)
 3. 内閣府特命担当大臣表彰奨励賞(9件)
- ※件数は、平成20年度実績

表彰例

(平成20年度 内閣総理大臣表彰の例)

品川区立戸越台中学校

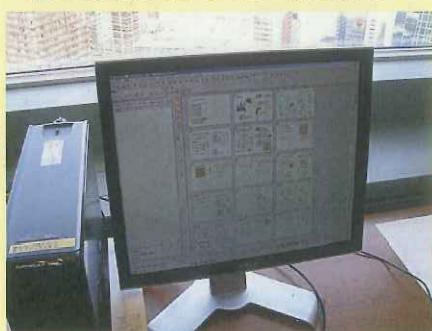
●中学校と福祉施設の複合施設として新校舎が完成したのを機に、生徒と高齢者との交流を年間を通して活発に行うなど、心のバリアフリーを実践。



「生徒と戸越台ホームとの交流行事」

富士ゼロックス株式会社

●弱視の児童・生徒のために拡大教科書を手作りで作成するボランティア団体に対して、全国の販売拠点において無償でカラー複写機と教科書づくりの場を提供。



「拡大教科書をデジタル製作」

バリアフリー・ユニバーサルデザイン
推進功労者表彰
選考委員会委員名簿

委員長

野村 歓 国際医療福祉大学大学院教授

委 員

勝 尾 岳 彦	日経BP社「日経ベンチャー」経営者クラブ事務局 企画編集部長
篠 佳 子	国立身体障害者リハビリテーションセンター講師
杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
関 根 千 佳	株式会社ユーディット代表取締役
高 橋 儀 平	東洋大学ライフデザイン学部教授
田 中 徹 二	社会福祉法人日本点字図書館理事長
野 澤 克哉	日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会会长
村 田 幸 子	福祉ジャーナリスト

(敬称略、五十音順)

平成21年度
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰
選考経過

平成21年	
4月30日	【推薦依頼】 各都道府県知事、各政令指定市長、関係省局長等あて
6月9日	【第1回選考委員会】 21年度の審査の進め方等
7月31日	【推薦締切】
8月中	【書面審査】 各選考委員が、推薦されたすべての案件について書面審査
9月3日	【第2回選考委員会】 第1次審査（書面審査に基づき、表彰候補者の選別）
9月末～10月	【現地調査】 1次審査の際、優れた案件として選ばれたものについて、選考委員が分担して、内閣府職員とともに現地調査を実施
11月2日	【第3回選考委員会】 現地調査結果に基づき、選考委員会としての受賞候補者案を決定
11月	【受賞候補者の決定】 選考委員会案に基づき、内閣府が受賞候補者を決定
12月9日	【表彰式】 総理大臣官邸 【事例発表会】 東京ウィメンズプラザ

内閣総理大臣
表彰

東京都推薦

とう きょう しん ゆう
株式会社 東京信友

(東京都新宿区)

振動及び文字情報により、来客等の生活情報を知らせてくれる腕時計型受信器（シルウォッチ）を開発し、広く普及している。その技術は、高齢者向けあるいは自動車会社の生産ライン等でも応用され、広範に活用されている。



腕時計型受信器



送信器

シルウォッチ

功 績 概 要

本会社は、代表者自身が聴覚障害者であり、自身の生活体験から聴覚障害者のための腕時計型受信器（シルウォッチ）を開発した。これは、通常は腕時計として機能しながら、必要な時に無線受信器の役割を果たすものであり、情報を受けた受信器は、先ず振動して装着者の注意を引き、続いて文字により情報内容を「ゲンカンライキヤク」のように伝える。従来の聴覚障害者用機器は、家の特定の場所に置かれたランプの点滅によって来客、ファックス着信等を知る方式で、使用者は常にランプを意識しなければならない拘束感があったが、この製品開発により、聴覚障害者の自由な行動と安心に著しく貢献した。

製品化された商品は、聴覚障害者はもとより、高齢者にも利用でき、さらには産業界でもその技術は注目されるようになった。産業用としては、コンピュータとの連動で生産ラインなどの管理用として需要が増している。

＜平成15年度表彰＞

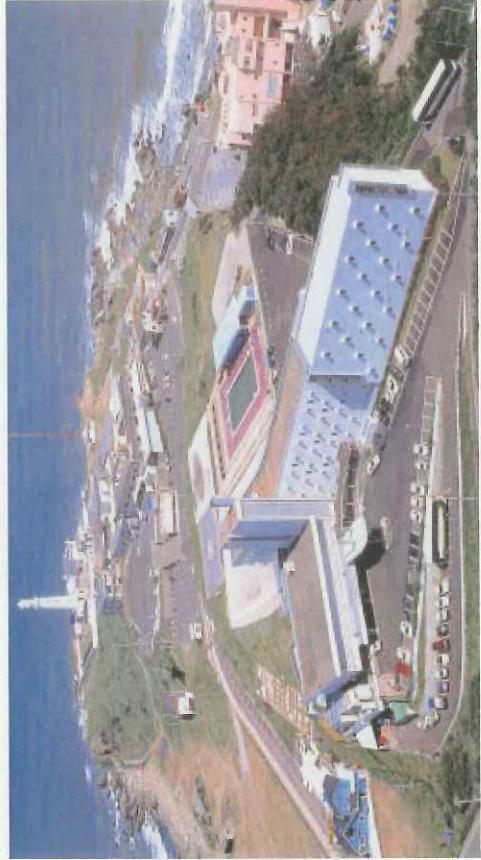
京成ホテル株式会社 所在地：千葉県千葉市中央区神明町250番地の1



講評　犬吠埼、水戸の4ホテルのバリアフリーアクセスを、各種障害のある利用者や地域の障害者、高齢者団体などのホテル利用に対する意見・要望を生かしながら、試行錯誤で手作りの改修ですすめできました。ひとつのホテルの改修工事の経験と改修後の利用者の声を、次のホテルの改修に順次生かしていくスパイラルな手法により、利用者にとって本当に使いやすいものを、確実にしかも安い費用で実現してきました。

地域の社会福祉協議会から、障害者、高齢者関係団体の紹介を受けて訪問し、ホテルの利用に関する意見を見ヒアリングするとともに、同ホテルを利用している障害者団体のイベントや旅行に同行し、さまざまなお話を聞くなど積極的に利用者の意見を求め、企画部門と施設管理部門が協力して自らできるものは自分たちで改修工事を行い、順次4つのホテルすべてに反映させてきました。

千葉京成ホテルは平成14年新たに新築オープンし、他のホテルの経験を集めた「総合的改善版」とも言うべきものであるが、これも、次の土浦や水戸の改修の土台となるものである。この事例は、ホテルのバリアフリー改修は多額の資金が必要になるという常識に対し、まずは手作りにより工夫を重ねてコストを抑え、一つのホテルの改修経験を次のホテルの改修にいかし、傘下全てのホテルをレベルアップさせるという手法が高く評価された。



土浦 客室でほっこり一息



犬吠埼 客室廊下スローフ



土浦 手づくり1号トイレ

「しづおかユニバーサルデザインの推進」



平成22年6月11日
静岡県 くらし・環境部 県民生活課

1

◆ ユニバーサルデザイン導入の経緯

- ・人権の尊重
- ・「静岡県福祉のまちづくり条例」の拡大
- ・障害のある人の自立
- ・老若・男女共同参画社会の実現



平成11年度から
県の全部局で
取組開始

これらの課題を解くカギとして
ユニバーサルデザインを導入

2

◆ しづおかユニバーサルデザイン行動計画2010

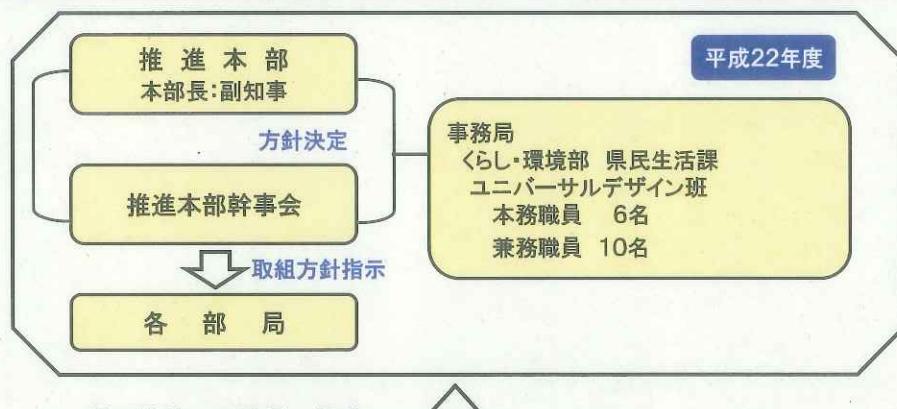
すべての人が自由に活動し、
いきいきと生活できる魅力ある“しづおか”の実現

【施策体系】

- I ユニバーサルデザインの考え方の普及
- II すべての人が暮らしやすいまちづくり
- III すべての人が使いやすいものづくり
- IV すべての人に配慮したサービス・情報の提供
- V 自立と共生の社会づくり

3

◆ しづおかユニバーサルデザイン推進体制



推進委員会
(学識者、専門家など：10名)

4

考え方の普及

子どもへの普及



小学校での出前講座

事業者の取組促進



UDプラザの開催

5

誰にも分かりやすい情報提供

公用封筒の改善



- ・白抜き文字で見やすく
- ・県章をエンボス加工し、触って分かる
- ・糊付け部分を波型にカット

音声コード付印刷物の提供



音声コード付の印刷物と読み取り装置

6

誰にも分かりやすい情報提供

コミュニケーションボードの作成



テレビ広報番組に手話放送導入



7

県有施設のユニバーサルデザイン

小笠山総合運動公園(エコパ)の施設整備



動く歩道、スロープカー、車いす利用者観覧席
などUDを取り入れた施設整備



車いす利用者観覧席

8

県有施設のユニバーサルデザイン

県立総合病院のサイン整備(既存サインの改修)



高齢者、視覚や聴覚に障害のある人、外国人など誰にも分かりやすい五感に訴えるサイン

9

県有施設のユニバーサルデザイン

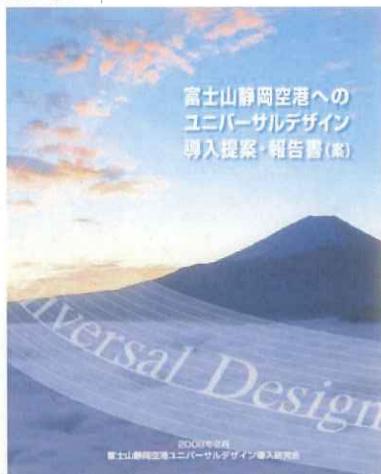
富士山静岡空港



10

◆ 誰もが使いやすい富士山静岡空港

「富士山静岡空港へのユニバーサルデザイン導入研究会」からの提案
・報告書



当研究会は、有識者、車椅子使用者、障害のある方、高齢者、女性等から構成され、富士山静岡空港のターミナルビルへのユニバーサルデザイン導入提案を行いました。



11

◆ 誰もが使いやすい富士山静岡空港

「ユニバーサルデザイン導入研究会」提案への主な対応策

- 前を向いたまま乗降できる通過型エレベーターの導入
- 聴覚障害者が閉じ込められた際に、コミュニケーションがとれるよう、透明性の高いシースルーエレベーターの導入
- 視覚障害者にエベーター、トイレ等を知らせるエコーシステムの導入
- 聴覚障害者に緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置
- 案内サインを多言語で表記
- ピクトグラムの採用
- 駐車場からターミナルビルまでの移動経路の最短化と段差の軽減化
- 視覚障害者用ブロックの設置
- 多目的トイレの設置

12

◆ 誰もが使いやすい富士山静岡空港

- ・前を向いたまま乗降できる通過型エレベーターの導入
- ・聴覚障害者に配慮したシースルーエレベーターの導入



13

◆ 誰もが使いやすい富士山静岡空港

1 非常事態を視覚情報でお知らせする「フラッシュライト」を導入



各フロアの客用トイレ合計10箇所に設置

火災報知器と連動し、ライトが点滅することにより音声（非常ベル）が聞こえない場合でも、非常事態が発生したことが伝達されます。

2 視覚障害者を誘導サポートするため、「エコーバークス」を導入



エコーバークス

視覚障害者が所持する「エコーカード」が発する微弱電波を受信し、音声メッセージを再生します。

14

◆ 誰もが使いやすい富士山静岡空港

多目的トイレの設置



補助犬用トイレの設置



15

すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できる
魅力ある“しづおか”の実現

静岡県のUD情報は、
ホームページへ！

しづおかユニバーサルデザイン

検索



聴覚障害者の不便さを知る

【障害者施策総合調査（平成17年度）
「生活環境」及び「情報・コミュニケーション」に関する調査】

■調査主体：内閣府・日本身体障害者リハビリテーション協会
■調査対象者：聴覚障害をもつ人 400人 財団法人 全日本ろうあ連盟 (200)
社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (200)
■調査期間：2005年11月1日～12月16日

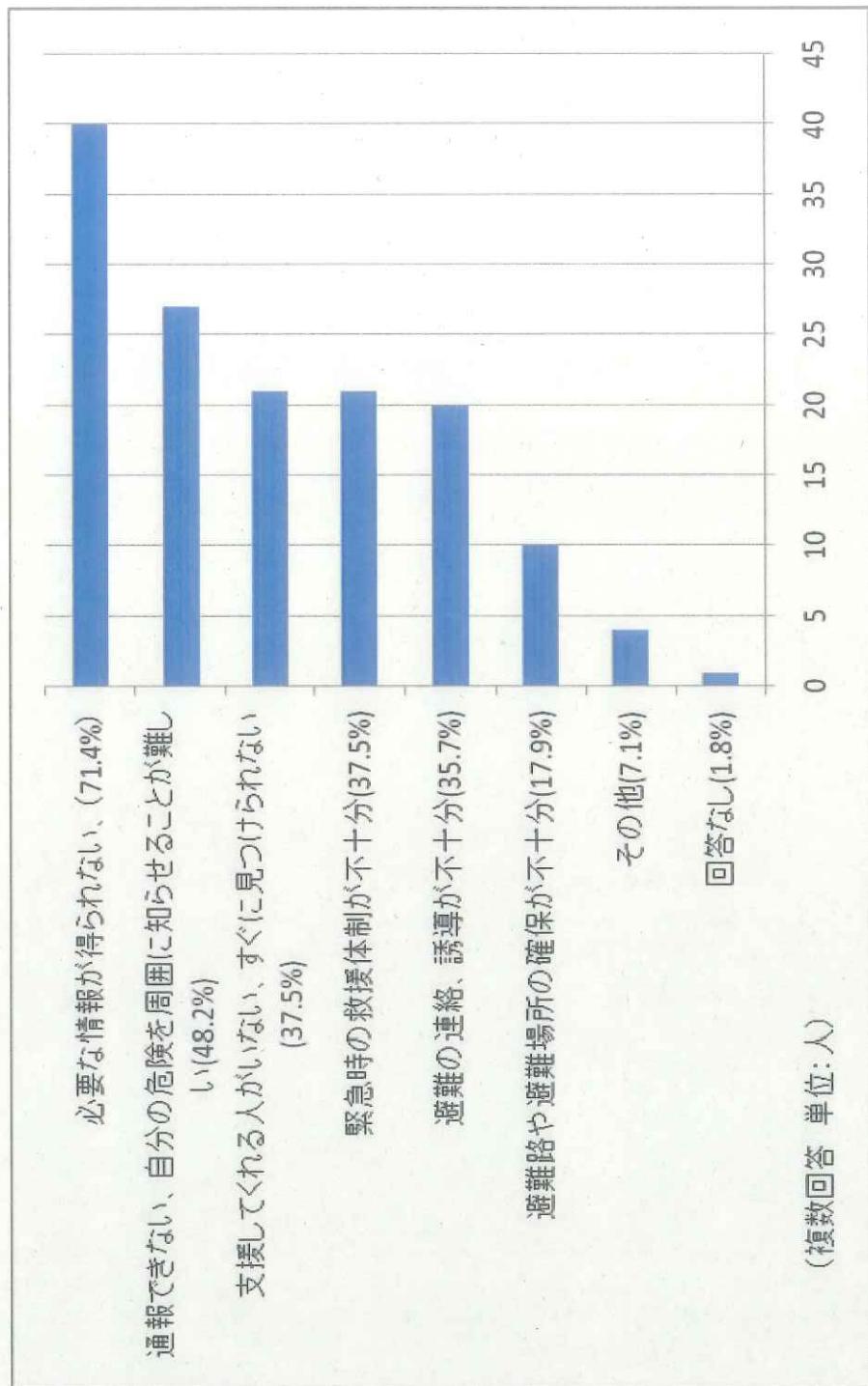
【災害時、事故発生時などの緊急時の対応】

- ・過去3年間で、災害や事故、緊急避難、犯罪被害など、急な対応が必要とされた経験をしたことがある人は 27.9% (56人/201人)
- ・ない人は 67.1% (135人/201人)

・困ったこと

- 「必要な情報が得られない」 71.4%
- 「通報できない、自分の危険を周囲に知らせることができない」 48.2%
- 「支援してくれる人が少ない、すぐ見つけられない」 37.5%
- 「緊急時の救援体制が不十分」 37.5%
- 「避難の連絡、誘導が不十分」 35.7%
- 「避難路や避難場所の確保が不十分」 17.9%

災害時、事故発生時などの緊急時の対応で困ったこと



災害時の不便さ

	人数	%	不便さ
必要な情報が得られない	40	71.4	<p>・電車が動かない場合、周囲の健常者の様子で何らかの異常はわかつてても具体的な情報不明（アナウンス聞こえず）なので対応行動に戸惑う。</p> <p>・フェリーに乗つていて大きな地震があつたのに気付かずどうしていつまで止まっているのかしばらくわからない。TVに津波警報が出ててはじめでわかった。船内のアナウンスは近くの人に教えてもらつた。</p> <p>・豪雨で地下沈水したが、TVを見ていいなかつたので、気付くのがおくれた。</p> <p>・すぐに車を移動させて避難しました。</p> <p>・停電になった時、台風情報等の字幕が見れない。</p>
通報できない、自分の危険を周囲に知らせることが難しい	27	48.2	<p>・交番ではだれもいない。電話できない。FAXでも、連絡が取れるようにしてほしい。</p>
避難の連絡、誘導が不十分	20	35.7	<p>・災害、緊急避難命令、緊急サイレンも聞えない。</p>
避難路や避難場所の確保が不十分	10	17.9	
緊急時の救援体制が不十分	21	37.5	<p>・近隣の人達に障害の事を理解してもらえるよう努力はしているが、取り残される危険性を考えさせられている。生活共同体としてもっと地域の人達の理解と協力を日頃から認識してもらえる事が重要だと思う。</p>
支援してくれる人が少ない、すぐ見つけられない	21	37.5	<p>・緊急時にあつたことがないが、もしあつたら、どういう対応をしてよいかわからない。1人では対応できないので、人の助けが必要なので、その手段はどうしたらよいか教えてほしい。</p>
その他	4	7.1	
回答なし	1	1.8	

災害時の不便さ対応策

停電になった時、台風情報等の字幕が見れない。市の消防局携帯メール119番に登録している。
台風接近の時、用心して下さい！ヒメールが届き安心しました。

119番メールがあると便利。

交番[は]FAXでも、連絡が取れるようにしてほしい。

地元で何かあつた場合は耳が不自由な人がいる家には、緊急FAXを流して欲しい。TVでは常にテロップが付いていれば助かります。

ホテルに個人で泊り火事などのとき、それを伝える手段として、振動枕やフラッシュランプなどが必要。アメリカではADAと同時に難聴者が泊る場合の設備改善が義務づけられている。

交通での不便さ

パトカー、救急車などがくる時、きこえないのではわからない。

事故発生時など情報保障問題、警察通報ができない。

緊急自動車が交差点で優先で通る場合なども、サイレンが聞こえず、わからぬ。

後ろから来た場合は、サイレンの音が聞こえにくいで判断する事がある。後ろからどうかを、ランプの点滅によつて判断する事がある。

事故時、クラクションがよくきこえない。

自操式駐車場で(車と一緒に自分で乗る)ドアが閉つたまま動かずエレベーターにとじこめられた。40分間。非常ボタンを押しても相手の言つていることも聞こえないのと、とにかくエレベーター(修理の人気が来てはいた)が開くまで、じつと待つているしか方法がなかつた。

電車、地下鉄、バス緊急連絡案内放送、事故等の案内が不明。

緊急連絡電話を音声ではなく押しボタンで知らせることができるようにしてほしい。

携帯のメールを活用してほしい。

信号機の一部分に「緊急自動車が通加します」などの表示をしてほしい、国道などの交通規制の表示のところにもそういう表示をしてほしい。

巡回なら、「色を変える」など、目で見てわかるように、できれば良いです。

電光掲示板を整備して、文字で情報板を伝えてほしい。電光掲示板は時間がかかるので、情報を紙などに書いて駅員事務室の前や改札口の前などに張り出してほしい。

住宅での不便さ

以前災害警報のベルが室内に居て聽こえなかつた。緊急の場合、玄関のチャイムを押してくれると様、隣の人間に頼んでいる。緊急通報システム(FAXも含めて)も実際の場合そんな余裕があるか不安。

住宅展に1回見に行つた事がある。ここでも常に「耳」使用中心の工法になつている。又高齢向け、車いす向けは工夫されても、耳の障害者向けは〇。災害通報等を入れた工夫が必要ではないか。

室内回転灯がつけられるようになつていないので急な客には全く対応できない。友人などとは時間を決めて玄闇を開けておく。

都市ガスの「ピコピコ」の機器が聴覚障害者向けの機器でない。

屋内用信号装置について、壁に穴を開けてはダメ!と言われた。仕方なくインター木の音を拾う機器がフラッシュする様式のものに変えた。

その他の不便さ

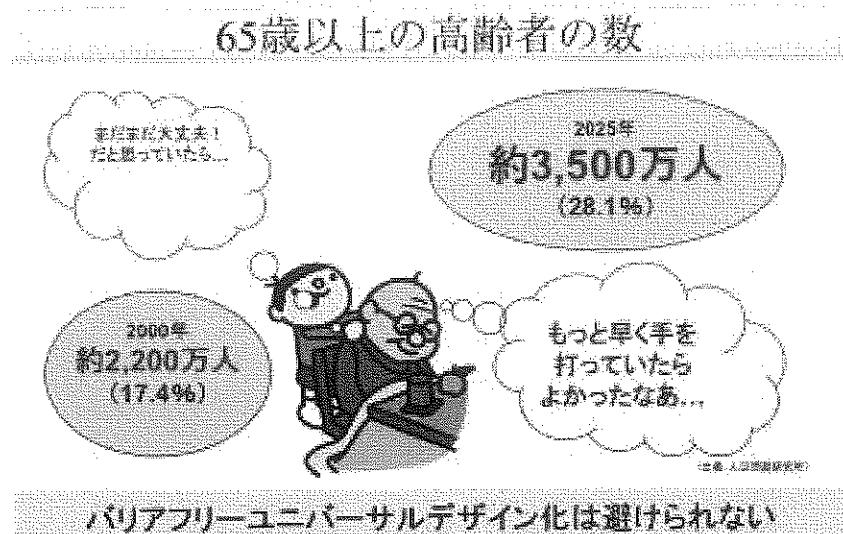
日用品	家電製品は特にエラーを音で知らせるものが大多数を占めるが、聞こえない私達にとっては役に立たない。鳴っている事にも気付かない。
電話 FAX 携帯電話	ファックスは公的機関や商店のFAX番号が公表されておらず、警察、病院、消防署等特に急を要する機関はもつと考えてほしい。携帯で災害情報の登録していくても、いざとなると操作できるか不安。
電話 FAX 携帯電話	一番困ったのは地震が起きた時、交通がマヒしてしまい、頼りの携帯メールがつながらくなつた。
コミュニケーション	特殊なコミュニケーションしかできない人たちに対して、一般人でもコミュニケーションカードできる共通のルールを作つてほしい。手話通話できない者でも特定の動作で知らせたい内容を伝えることができるなどできれば、簡単な、必要最低限の会話として使えるのではないか。(災害避難など必要最低限を)
情報提供	もし自分に災害や事故があつた場合、家族が留守の時は健常者以上にパニックに陥ると思う。避難情報等もわからにくいたまうし、例えパトランプの点滅での情報があるも、必ずそのパトランプの近くにいつも居るとは限らない。
情報提供	事故発生後の状況を文字で表示する機器や施設を公共の場に多數設置してほしい、このような設備は聴覚障害者以外の一般の方々にも役に立つはずです。

その他の障害者の緊急時の不便さ

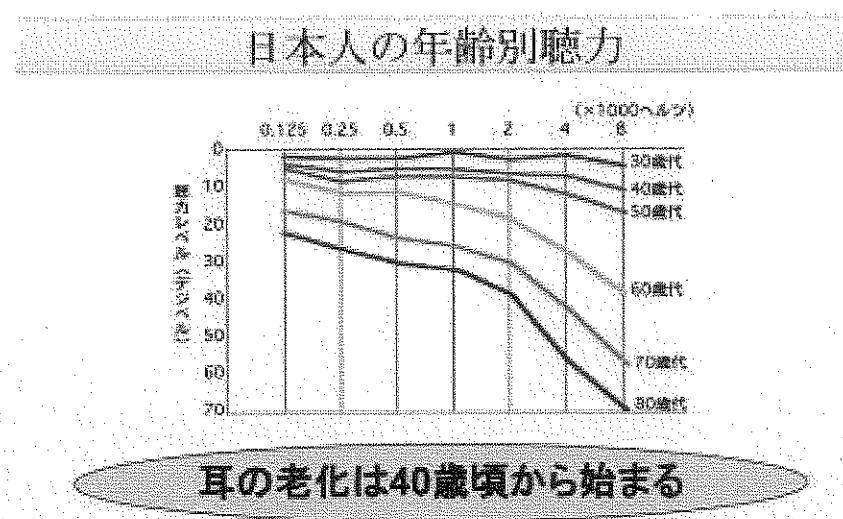
知的・発達障害

JRは事故等で時刻が遅れることが多いが、アナウンスされても、自閉症という障害をもつ息子は耳からの情報はうまくききとれない。文字(ルビが必要)等で表示をしてもらうと少しは良いのではないかと思うか?

中園委員提出資料



65歳以上の高齢者は増えています
今、2200万人ですが、2025年には3500万人に増加します



年を取れば目・足などに不便を感じます
耳も例外ではありません
聴力は下がります

難聴者です

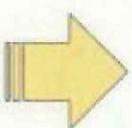


難聴者も増えています

SONY の井深さん、パナソニックの松下さん、少し前に亡くなられた森繁さん、クリントン元大統領なども難聴者です

増えている聴覚障がい者

聴覚障がい者の数
(予測)



これは他人事ですか

日本には軽度の難聴者を含めると
今、600万人、40年後には800万人に増加します
他人事ではありません

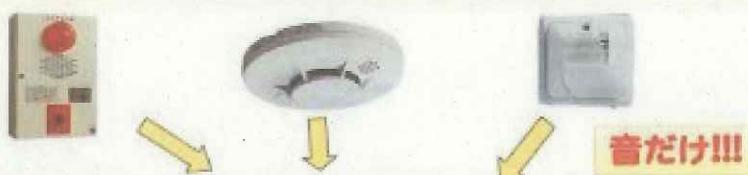
遅れている、情報バリアフリー



国や地方自治体は積極的に支援を

高齢社会の今、バリアフリーは急速に進んでいます
肢体障がい者や高齢者のための配慮は 78%以上になっていますが
聴覚障がい者が求めている
情報バリアフリーは 10%以下です

消防法施行令の問題



聴覚障がい者には光・振動等の警報装置が必要



具体例を一つあげます
最近、火災が多くなっています

けれども、人命を守るはずの
消防法は聴覚障がい者には役立ちません
なぜなら、全て音で知らせるからです

★★★

法律的な問題もあります
消防法施行令第24条2項には
「放送、サイレン、ブザーで知らせなければいけない」と
書いています
聞こえない人には意味がありません
警報音が聞こえないからです

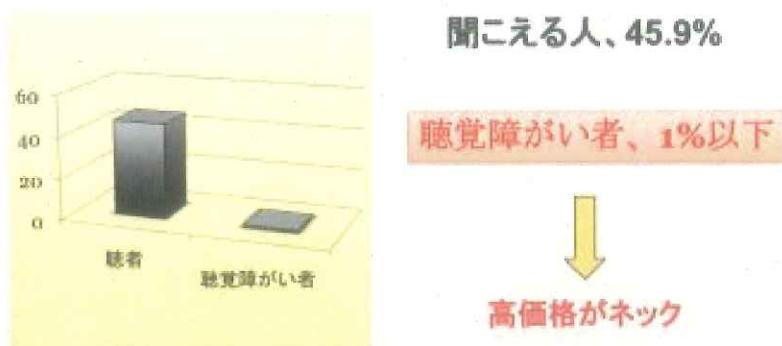
即刻、改正していただきたいです



(ちなみに私はこれまで3回、小火に遭遇しています。
他人事ではありません。
このことは「聞こえ」のバリア解消への提言～共生社会を目指して～(NHK出版)にも詳し
<書いています>)

★★★

火災警報器の普及率



人命を守るために国や地方自治体は積極策を

「火災警報器」は 2011 年までに全家庭に設置義務になりました
現在、約 46% の家庭に設置させていますが
聴覚障がい者の家庭の設置率は 1% 以下です
高価格がネックになっています

市販品の比較(参考例)

	通常の 火災警報器 (聴者用)	SHW-101	アラート マスター システム	ベルマン ビジット システム	シルケン ちゃん システム	瓦気 発生装置
単機能	単機能	単機能	システム	システム	システム	単機能
受信器	8,000円	18,000円	8,400円~	8,160円~	15,275円~	52,500円
送信器	—		33,040円~	28,500円~	26,250円~	
合計	8,000円	18,000円~	33,040円~	37,635円~	42,525円~	52,500円~

安い商品は音（音声）だけ。⇒聴覚障がい者には役立たない。
光、音増幅、振動、文字などが必要。⇒高価格に。⇒購入をためらう。
⇒普及率1%以下?

安い「火災警報器」をつければよいではないかという意見もあります
けれども

安い「火災警報器」は全て音だけです
聞こえない聴覚障がい者には役に立ちません

法改正などのすすめ方

(現状)

A 憲牲者が出る → 法改正

1. ストーカー防止法
2. 遠感メール防止法
3. DV防止法



4. 消防法…???

(本来)

B 憲牲者を出すのを未然に防ぐ
→ 法改正を!



文京区、条例化を。バイオニアに

消防法施行令第 24 条 2 項も含めて法改正を要望します

例えば、ストーカー防止法などは憲牲者が出てから改正されました

ところが、消防法施行令第 24 条 2 項などはこれまで聴覚障がい者の被災者が 156 人以上いるにも関わらず改正されていないのです

★★★

国連「障害者の権利条約」

駅、病院、役所、学校、ホテルなどほとんどの施設
および航空機、船舶、バス、タクシーにも適用されます



聴覚障がい者の配慮も明記。
聴覚障がい者には
「見て分かる形」
などで伝えること(要約)

文京区でできることもあると思います

区で条令を作っていくこともよいでしょう

例えば

個人的には

「身体障害者手帳を持っている全ての聴覚障がい者に給付する」

(等級制限の撤廃)

とか……。

情報バリアフリーの関連では

「区内の施設は公共、民間を問わず聴覚障がい者にも分かるように光、音増幅、振動、文字などで知らせること」

「この条件を認めない場合は建築・増築は認めない」とか。

あるいは

国に消防法施行令第 24 条 2 項を改正してほしいと

意見書を添えていただくことでも構いません

「(視覚情報が必要な人には)見える形で情報を伝えること」は

国連「障害者の権利条約」にも明記されています。

平成14年1月26日

国会議員 各位

ベター・コミュニケーション研究会
パリアフリー・アドバイサー・岩渕紀雄
〒164-0001 中野区中野3・33・3・5F
TEL/FAX 03-5385-7776(直通)

(連絡先 株式会社ワールドバイオニアJK)

消防法施行令24条2項改正の要望

- ・消防法施行令24条では公共施設・準公共施設などには「非常ベル、自動式サイレン又は放送設備」を設置しなければならないと規定しているが、音声を感知できない聴覚障害者には無意味に近い。
- ・聴覚障害者を火災などから守るためにも下記の文章に修正していただきたいこと。
「非常ベル、自動式サイレン、光(ストロボ)、更に宿泊を伴う施設には振動で感知できる物を設置しなければならない」
- ・別表第一の(1)~(4)および(6)~(14)は光(ストロボ)、(5)は更に光(ストロボ)振動で感知できる物を・・・・・追加していただきたいこと。

これは600万人いると言われている聴覚障害者だけでなく等しく国民の問題でもあり、消防法施行令の改正も必要かと判断しています。又は、ADA日本版あたりで包括的に規定してもらう必要もあるようです。何らかの有効な方法を教えていただければ幸いです。

参考

- ・昨年12月27日の朝日新聞声欄に出した投書。

寧月 二 楽序 風景
2001年(平成13年)12月27日 木曜日 14版 オピニオン 10

聴覚障害者に 光警報設置を

団体役員 岩渕 紀雄
(東京都中野区 53歳)

私は聴覚障害者です。ホテルなど宿泊施設を利用しているときに一番困るのは、火災など非常事態の発生を知らせる非常ベルの音

および館内アナウンスが聞こえないことです。非常ベルが聞こえず、逃げ遅れ焼死した人もいます。軽度の難聴も含めると日本には聴覚障害者が約600万人と推定されます。

消防法施行令では、公共施設などは自動火災警報器を設置しなければならないと規定していますが、聴覚障害者には無意味です。補聴器を使っている難聴者も就寝中は外しているので、情報は入りません。

ちなみに米国ではADA(障害をもつ米国民法)で「ホテル、レストラン、映画館、スポーツ施設などの公共施設は、障害者も健常者も同じように利用できな

ければならない」と規定されています。當利目的の施設でも「客に障害があるからどうり理由で、そのサービス・商品提供を拒否したり、提供の仕方を差別してはならない」のです。私も、米国に行きホテルに宿泊した時、聴覚障害者用の非常ストロボなどを借りることができました。日本も、障害者も利用する施設には「ストロボ(宿泊施設には更に振動でしらせるもの)」を設置しなければならない」と義務づけてもらえないでしょうか。

平成 21 年 10 月 18 日

厚生労働大臣 長妻 昭殿

ベターコミュニケーション研究会

会長 中園秀喜

聴覚障がい者用火災報知器問題に関する要望書

93 代内閣に対する国民の期待は日毎に高まりを見ています。ベターコミュニケーション研究会としても民主党中心政権により、障がい者の福祉政策が障がい者により近い視点で実施されることに相当な期待を持っていました。

私自身、聴覚障がい者ですが、3 度小火騒ぎに遭遇しています。回りの人は頼れず、自分の身は自分で守る必要性を痛感しています。

ところが、聞こえる人は 8000 円/1 台くらいで購入できる火災警報器が聴覚障がい者には役に立たず、視覚、触覚、臭覚で知らせるタイプのモノが必要なのですが、18000 円から 52500 円/1 台という 2 倍以上の過大な負担を強いられています。

ご存じのように 2004 年に成立した「住宅火災報知器設置義務法」により全国的に遅くとも 2011 年までに既存の住宅にも火災警報器の設置が義務づけされています。総務省消防庁の発表によると普通の家庭の推定普及率は 45.9% ですが、それに対して聴覚障がい者は 1% 以下と推定しています。

当研究会の調査では 1985 年～2005 年の 20 年間だけでも 156 人以上の聴覚障がい者が被災しています。決して少ない数字ではありません。このままでは聴覚障がいの被災者は益々、増加する可能性もあります。聴覚障がい者を火災から守るために、厚生労働省の方でも対応をお願い申し上げます。

以上を踏まえて、緊急に実現すべき事項について下記の通りです。

- ①聴覚障がい者用火災警報器は等級に関係なく給付して下さい。かつ、聴覚障がい者のみ（または準ずる）世帯という付帯条件を廃止して下さい。

現在、すべての自治体は厚生労働省の障害者用日常生活用具給付規定に従って身体障害者手帳 1～2 級者かつ、聴覚障がい者のみ（または準ずる）の世帯を給付対象にしています。3 級以下は自費購入になります。このため身体障害者手帳を持つ聴覚障がい者 343000 人中最大 33600 人しか給付の対象になりません。逆に言えば、ほとんどの聴覚障がい者が自費購入を強いられています。制度で受給できる聴覚障がい者は 1% 以下と推定しています。

②給付上限は全国一律 50000 円（2 台）以上に引き上げて下さい。その範囲で自由に選択できるようにしてください。

「住宅火災報知器設置義務法」では寝室など一部屋に付き、1 台設置が義務づけられています。聞こえる人は 1 部屋に付き 8000 円前後で設置できるのに聴覚障がい者は 18000 円から 52500 円を負担しなければなりません。少量生産故に高価格になっています。

これに対して自治体の助成は東京都の場合で 31000 円。東京都以外は（厚生労働省の障害者用日常生活用具給付規定そのままで）15500 円しか助成されません。また、自治体によっては予算の関係で機種も指定されています。これもあって聴覚障がい者間の普及率は 1% 以下と推定しています。給付上限の範囲（超える分は自費もやむを得ない）で、機種も自由選択できるように各自治体に指導して下さい。

③本件については専門家も含めて、十分に審議して、制度化してください。

本件につきましては、様々な検討課題がありますので、専門家を含めて審議していただきたくお願い申し上げます。また、審議に関してはお声をかけていただければ当方からも委員をださせていただきます。

E-mail: equal@bcs33.com、FAX03-3382-6565

164-0014 中野区南台 2-51-7-707 号

NPO 法人ベターコミュニケーション研究会 (BCS)

参考資料

東京新聞記事、読売新聞記事、その他

平成 21 年 10 月 15 日

総務大臣 原口一博殿

ベターコミュニケーション研究会
会長 中園秀喜
(ペンネーム 岩渕紀雄)

聴覚障がい者用火災報知器に関する要望書

93 代内閣に対する国民の期待は日毎に高まりを見ています。ベターコミュニケーション研究会としても民主党中心政権により、障がい者の福祉政策が障がい者により近い視点で実施されることに相当な期待を持っています。

私自身、聴覚障がい者ですが、3 度小火騒ぎに遭遇しています。回りの人は頼れず、自分の身は自分で守る必要性を痛感しています。

ところが、聞こえる人は 8000 円/1 台くらいで購入できる火災警報器が聴覚障がい者には役に立たず、視覚、触覚、臭覚で知らせるタイプのモノが必要なのですが、18000 円から 52500 円/1 台という 2 倍以上の過大な負担を強いられています。

ご存じのように 2004 年に成立した住宅火災報知器設置義務法により全国的に遅くとも 2011 年までに既存の住宅にも火災警報器の設置が義務づけされています。総務省消防庁の発表によると普通の家庭の推定普及率は 45.9%ですが、それに対して聴覚障がい者は 1%以下と推定しています。

当研究会の調査では 1985 年～2005 年の 20 年間だけでも 156 人以上の聴覚障がい者が被災しています。決して少ない数字ではありません。このままでは聴覚障がいの被災者は益々、増加する可能性もあります。聴覚障がい者を火災から守るために、総務省の方でも対応をお願い申し上げます。

以上を踏まえて、緊急に実現すべき事項について下記の通りです。

記

- ①聴覚障害者に対する火災警報意識調査の結果を公表して下さい。
— 2003 年に独立行政法人消防研究所がまとめた「聴覚障害者に対す

る火災警報意識調査報告書」を公表するよう指示してください。

2003年5月22日、日本火災学会研究発表会(同概要集、pp.152-155)で消防研究所の河間大祐、田村裕之両氏が報告しています。

また、2003年2月28日、衆議院予算委員会第二分科会で聴覚障害者を火災から守る施策について民主党の石毛英子議員が質問しています。「総務省消防庁よりお渡しする」と当時の麻生総務大臣に代わって林消防庁長官が答弁していますが、未だ詳細は知られていません。

②障がい者、特に聴覚障がい者の被災状況を公表していただきたい。

先述した民主党の石毛英子議員の質問に対して総務省消防庁は聴覚障がい者の被災状況を把握していないことを認め、2006年から障がい別の火災被災者の状況を把握できるようにすると回答していますが、その後の経過を知りたい。

③集合住宅用「火災警報器の開発促進をしていただきたい。

2011年6月までに既存の家庭などにも火災警報器の設置が義務づけられましたが、特にマンション、アパートなどの集合住宅では周囲の火災発生を居住者である聴覚障がい者に知らせる方法がありません。不安な生活を送ることのないようにしていただきたい。聴覚障がい者に周囲の火災発生などを知らせる機器を総務省消防庁で開発するか、開発を外部に依頼していただきたいこと。

④消防法施行令第24条2項を改正していただきたい。

消防法施行令第24条2項では「火災の発生を非常ベル、自動式サイレンまたは放送設備で知らせること」と明記しています。

しかし、600万人を超える聴覚障がい者にとって無用の長物です。

視覚、触覚、臭覚で知らせるタイプも追加しなければならないという文言を追加して下さい。

以上

ご回答は下記にお願いいたします。

E-mail:equal@bcs33.com、FAX03-3382-6565

164-0014 中野区南台2-51-7-707号

NPO法人ベターコミュニケーション研究会 (BCS)

火災警報器 聴覚障害者へ普及進ます

設置1%高額がネック

「(O)」年までに設置が義務付けられてい
る「住宅用火災警報器(住警器)」の聴覚障
害者への普及が進んでいない。光や振動で火
災を知らせる聴覚障害者用は、価格の高さが
普及を妨げていると指摘されている。聴覚障
害者からは「給付制度を充実してほしい」と
の声が上がっている。

(佐藤大)

住警器は、新築住宅と、全国の住警器の設
置率は45.9% (今年
され、既存の住宅も一
年六月までに全国で
設置が義務付けられて
いる。通常は煙や熱を
感知して警報音で知ら
せるが、聴覚障害者向
けとして、点滅する光
や振動、においても知ら
せん機器が市販されて
いる。研究会。一般的な機器
総務省消防庁による
は数円程度で購入で



光や振動で火災を知らせる聴覚障害者用の火災警報器

あるが、聴覚障害者用と高額になる。すべて設置が必要になるた
は一万八千十五万台の部屋、台所、階段に
め、負担は大きい。

研究会によると、多

自身も近所で発生し
た火災に気付かなかつ
た経験がある中國会長
は「命にかかる問題

なので、障害等級に関
係ない給付制度で聴覚
障害者も購入しやすく
してほしい」と要望し
ている。

制度知らない人も

他県では」の半額程度
という。ただ、給付は
聴覚の障害等級で最も
重い「二級」に限られ
たり、健常者と同居の
場合は対象から外れた
りするなど、制限付
け。このため、研究会
の中澤委員長は「購
入に「二の足を踏む聴覚
障害者も多い」と話

門の筑波技術大佐藤正
幸教授の話。聴覚障
害三級以下でも寝る時に
補聴器を外せば警報音
は聞こえず、健常者と
同居していても、いつ
も一緒にいる。給付
制度は現実に対応して
いない。制度を知らな
い聴覚障害者も多く、
自治体側から働き掛け
てほしい。

給付制度の充実が急務

研究会の調べでは、
一九八五年一〇〇五年

に火災の被害に遭った
聴覚障害者は、全國で
少なくとも百五十六人

に上る。

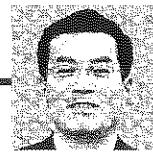
私は聴覚障害に、関わる隔月刊の総合情報誌「いくおる」の編集業務に、当事者として携わっています。毎回、約2200部を発行しております。毎回、約2200部を発行しておらず、最近、聴覚障害者に関して次のような問題が起きています。

改正消防法では、全国的に住宅用火災警報器の設置を義務化しました。これに伴い各地の条例で、既存住宅でも遅くとも2011年6月1日には設置しておかなければならなくなつた。就寝中の火災で逃げ遅れて焼死する被害を防ぐのに効果的だからだといふ。

ところが既存の火災警報器は、ほとんど危機感を持つ聴覚障害者らが行なった結果、最近ようやく警報を視覚・触覚信号でキャッチできました。しかし、決して使い勝手がよいわけではない。聴覚障害者が就寝

新聞で販賣されている。

(木) 聽覚障害者向け火災警報器



小川
光彦

聴覚障害者向け情報誌「いくおる」編集長、聴覚障害者関係団体役員。46歳。

重度であるほど警報に気付かず、逃げ遅れることが懸念される。聴覚障害者の火災被災例は、新聞記事で把握できただけでも、1985年以来156件以上。焼死した事例も少なくない。

公的支援で「体感知型」普及

数年前まで、聴覚障害者向けの火災警報器はほとんどなかつた。危機感を持つ聴覚障害者らが行政やメーカー関係者に働きかけるなどした結果、最近ようやく警報を視覚・触覚信号でキャッチできました。しかし、決して使い勝手がよいわけではない。聴覚障害者が就寝

中に使える火災警報器は、振動で知らせる製品があるが、寝る前に毎晩、振動を体感できる位置に警報器をセットすることが必要な場合もある。そのためには高額な火災警報器でも一般家庭並みの負担で購入できるよう、行政による給付制度を実施してもらいたい。その一方で、各メーカーには、購入助成制度を実施してもらいたい。

聴覚以外で知覚できる低価格の火災警報器を開発してほしい。

いずれにしても行政の強力な指導や音頭取りが必要だ。

埼玉県草加市では、ストロボ付きの警報器設置費用の一部を独自に補助する事業を始めている。

このままでは、「聞こえない人たびにいちいちセットする手間もいらない。聴覚障害者にも、もつと使いやすく確実に危険を知らせれる警報器が望ましい。

者の43%強が月収15万円未満とさ

れる。多額の費用負担を求めるのは、酷というものだろう。

このままでは、「聞こえない人が、義務だから……」と、音だけの安価な火災警報器を設置するのではなくだろうか。それでは義務化した意味がないのだ。

の理解と行政の強力な支援を切に

算では一セット5万~6万円もかかる。各地の条例では、複数の部屋や階段などに設置義務がある。上、障害等級に関係なく、聴覚障

設置が法律で義務化された以

うに提案している。



バリアフリー 東西南北

バリアフリーアドバイザー 岩渕紀雄

火災による聴覚障害者の被災例 156件以上

防隊員7名)の大惨事となりました。

このホテルはスプリンクラーはまともに設置されておらず、防火扉はヒューズが切れていて不作動、自動火災報知器はスイッチが切られていて動作せず、非常放送設備は故障のため使用できず、というなんどもひどい防災体制で、当局からも再三の指導を受けていましたが、全く改善されていませんでした。ここまでには新聞記事になつていることです。

1 新聞記事で判明した火災被災例
04年10月に東京・足立区のアパート火災で聴覚障害者が死亡した事件がありました。その後も聴覚障害者の被災例収集活動を続けていた中で、朝日、毎日、読売新聞に掲載された聴覚障害者と火災に関する記事がヒットしました。これが次頁の「データ」です。85年以降、記事でつかめただけでも、聴覚障害者の被災例は156件以上あるのです(記事は抜粋)。光、振動、文字などで知らせる火災報知器があれば、助かつたかもしれません。

一方、ホテルやデパートのような大規模公共的施設はどうでしょうか。
ホテル・旅館火災としては栃木県・川治プリンス火災(80年)、静岡県・大東館「山水」火災(86年)、千代田区・ホテルニュージャパン火災(82年)、群馬県・水上温泉菊

富士ホテル火災(66年)、愛知県・ビジネスホテル白馬火災(78年)、兵庫県・有馬温泉池坊満月城ホテル火災(68年)、山形県・蔵王温泉観光ホテル火災(83年)など。

デパートでは百貨店白木屋(32年)、千日前ビル火災(72年)、大洋デパート火災(73年)等で、多数の死者がでています。

不幸中の幸いなのか、ホテル、旅館、デパートなどの火災で聴覚障害者が巻き込まれたと言う記事はヒットしませんでした。

ですが70歳以上の二人に一人は難聴になるというデータもあります。逃げ遅れた被害者の中に、聴覚障害者がいた可能性はある

といいます。

こういう噂もあります。82年、東京赤坂のホテル・ニュージャパンでイギリス人男性が泊まっていた部屋から火事が発生、非常用設備の不備のため、火はまたたく間に燃え広がり、従業員による避難誘導もなかつたため、死者33名・重軽傷者34名(内消

が2名いたらしいと言うことです(※私はこの2名を探しているのですが、消息がつかめません。どなたかご存じの方がおられましたら、お知らせください)

いずれにしても、聴覚障害は「見えない障害」なので、新聞記者や消防署員が気づかなかつたこともあるでしょう。引き続き、情報を収集します。特に、地方紙などに掲載された類似例があればご一報いただければ幸いです。

これまでの被災例を一つでも多く集めて、総務省消防庁に消防法施行令24条2項等の改正を求めていきたいのです。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【連絡先】
FAX: 03-3382-6565 (直通)
Eメール

聴覚障害者の火災被災状況記事

タイトル	年月日	掲載紙名
■出典 朝日新聞（以下抜粋略）		
住宅が全焼し、独居の84歳死亡	2004年04月19日	朝刊・埼玉版
住宅兼車庫全焼、69歳男性が焼死	2003年01月08日	朝刊・秋田版
住宅1棟全焼、81歳男性？死亡 吉田町、76歳妻も重体	2001年12月06日	朝刊・広島版
プレハブに様々な人生 四街道・宿舎火災で11人死亡	2001年05月10日	朝刊・千葉版
住宅全焼、南会津・田島町の老夫婦が焼死	2001年03月07日	朝刊・福島版
電気代節約でろうそく倒れ火事 通行人、障害者救出	1999年12月04日	夕刊・大阪本社
耳不自由な孫、逃げ遅れ焼死 佐賀・東与賀町	1999年08月28日	朝刊・西部本社
「火事だ！」お年寄り救出 中学生3人力合わせ 松山	1998年07月12日	朝刊・愛媛版
アパート火事でお年寄り焼死 高知	1998年04月11日	朝刊・高知版
体不自由な夫婦焼死 住宅全焼、逃げ遅れる	1996年04月16日	朝刊・西部本社
旧「●●●紙器」が全焼 不審火の疑いで捜査 水戸署	1996年04月10日	朝刊・茨城版
隣家の主婦がお年寄り救出千葉で住宅2棟全半焼	1988年09月06日	夕刊・東京本社
耳が不自由な姉弟が死傷 東京・北区で火事	1988年09月06日	朝刊・東京本社
卒業の春、山形で18歳焼死	1987年03月07日	夕刊・東京本社
東京・北区で耳不自由な老人が焼死	1986年01月30日	夕刊・東京本社
足立て火事耳の不自由な老夫婦、逃げ遅れて死ぬ	1986年01月28日	夕刊・東京本社
■出典 每日新聞		
名古屋で連続放火？ 不安募らす住民ら「今夜も眠れない」…「自衛するしかない」	2001年10月29日	中部・朝刊
「逃げて」兄弟の声聞こえず、耳が不自由な9歳焼死…東京・北区の団地	2000年08月13日	朝刊
お年寄りの家が火事、高校生が危機一髪で救出…名瀬/鹿児島	2000年04月27日	地方版
金沢市で民家全焼、独り暮らしのお年寄り焼死/石川	1998年09月26日	地方版
益田市で病院など3軒全半焼、耳の不自由な76歳が救出/島根	1998年04月15日	地方版
広島・高層住宅火災、迫る炎、救出待ち30分。老齢被爆者ら階段伝いに	1996年10月29日	大阪・朝刊
アパート全焼、独居老人焼死…大阪・和泉市	1996年05月25日	大阪・朝刊
民家全焼、寝たきりの夫と身障の71歳妻も焼死…北九州市	1996年04月16日	
大阪・福島区でアパート全焼、2人死亡、独居高齢者入居、逃げ遅れ	1992年12月31日	大阪・朝刊
■出典 読売新聞		
不審火続発、7件に。名古屋・北区で耳不自由な男性焼死、千種・名東でも	2001年10月29日	
高松で4棟焼く、独居老人が死亡=香川	2000年12月21日	
八王子で2人焼死、出火は居間から、原因は分からず=多摩	1999年11月10日	
住宅火事、72歳焼死/名古屋北区	1994年10月22日	
耳不自由な女児焼死、樋原で2戸全焼/奈良	1992年05月21日	
アパート火事で1人が焼死/東京渋谷区	1990年02月17日	

いくある

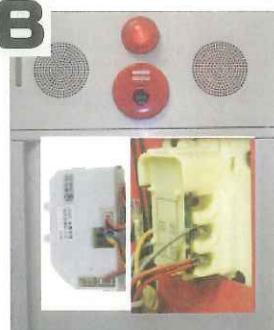
自動

A



移報接点付の
煙式火災警報器

B



消火栓内の
移報接点に付ける

手動

C



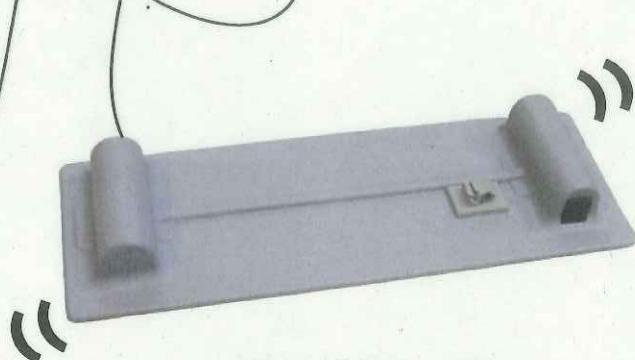
リモコン

無線

無線



扇風機



ベッドシェーカ

聴覚障がい者対策に関する日本火災報知機工業会の活動

(社) 日本火災報知機工業会提供資料

NO.	期間	委員会名称	概要	成果	報告書
1	H12～H13年	災害弱者対策調査研究委員会 (日本火災報知機工業会)	高齢者及び障害を持つ人など災害弱者が利用する施設や一般建物の火災報知設備を総合的に検討し、災害弱者に対して優しい火災報知設備のあり方を検討し、火災感知、警報・伝達、火災受信機、システム事例等について、現状と要求機能、提案に分けてまとめた。	1. 火災感知のあり方 2. 関係者や消防機関への通报・伝達方法 3. 火災受信機の操作性、表示の視認性 等を提言	「災害弱者対策調査研究報告書」(H14.3)を発行
2	H12～H13年	高齢者対応設備委員会 (日本火災報知機工業会)	近年高齢化が進み、高齢者の社会進出が一般的になってきたため、これら高齢者にとって操作や認識の容易な火災報知設備を開発することに主眼を置いた試作を行ない、それを評価することによって高齢者に配慮した火災報知設備のガイドラインを作成した。	1. 高齢者対応自火報機器の試作 2. 自火報機器及び住宅用警報機器のガイドラインの作成	「高齢社会に対応した火災報知設備の研究開発、高齢社会に対応した住宅用火災警報器の研究開発業務完了報告書」(H14.3)を発行
3	H16～H19年	バリアフリー化小委員会 (日本火災報知機工業会)	警報のバリアフリー化、パーソナル化を主眼に、高齢者を含む視聴覚障害者に対する火災警報のあり方にについて調査研究し、聴覚障害者向け火災警報システムの試作及び展示会への出展を行った。また、携帯電話のメール機能を使つた伝達の有効性調査、避難訓練時の伝達実験、振動による覚知実験等を行つて評価した。	聴覚障害者向け警報システムについて聴覚障害者等を対象にした実験により評価し、課題を明確化した。	「視覚障害者(高齢者含む)にも適した火災警報設備に関する調査研究報告書」(H19.3)を発行
4	H19～現在	建物用途に合わせた最適警報システムの調査・研究委員会 (日本火災報知機工業会)	高齢者及び聴覚障害者向け火災警報システムの具現化を主眼に、国内外機器の再調査、海外規格類の調査、設備状況の実地調査、さらに、機器サンプルを使用しての評価実験を行つた。機器の技術基準案、設置基準案、保守基準案の策定を行つた。現在は、実設備として設置するため、鑑定取得準備と並行して国内関係機関等への啓蒙活動を進めている。	1. 海外文献等の調査による歴史背景等の把握 2. 海外設置状況調査及びビーリングによる実態把握 3. 国内外機器を使用した評価実験 4. 技術基準案、設置基準案、点検基準案の策定	「建物用途に合わせた最適警報システム調査研究報告書」(H20.3) 「聴覚障害者等のための火災警報装置(聴取者や高齢者にも分かりやすい警報) 調査研究報告書」(H21.3)

2.4 各国の規格比較

表 2-6 各国基準比較表(音警報)

	米 国	英 国	日本
UL268(2006年) 煙感知器の火災警報伝達システム	ADAAG(1994年) 障害を持つアメリカ人法 アクセシビリティ指針	NFPA 72(2002年) 火災警報器の基準	BS 5839-1(2002年) 火災感知器及び火災警報システム 設置ハニテナス基準
29 警報部	4.28.2 音警報	7章 音警報	16 音警報信号
音圧 レベル	*環境騒音+15dB が環境騒音+5dB で60秒間継続 *120dB を上回らないこと	*環境騒音+15dB か環境騒音+5dB で60秒間継続 *宿泊施設、全てのドアが閉じられていても、枕元で75dB 以上120dB 以下(泥酔者、薬の常用者は想定外)	*環境騒音 60dB 以上の場所では、環境騒音+5dB *宿泊施設、全てのドアが閉じられていても、枕元で75dB 以上120dB 以下(泥酔者、薬の常用者は想定外)
周波数	・規定なし	・規定なし	・周波数は 500~1000Hz
経験時間	・規定なし	・規定なし	・規定なし
確認試験	・規定なし	・規定なし	・規定なし
設置に 関する 事項	・規定なし	・規定なし 同左	・全ての公共施設はより商業施設、身体障害に基づく差別の禁止 ・化粧室およびその他の一般利用区域(会議室など)、玄関、ロビーおおよび共同で利用されるその他の区域
その他	・標準化した警報ペターンを使用すること	・特記事項なし	・建物内の音警報装置は他の音警報と区別できること ・音警報: ・作動警報:女声(第1警報、音声、1秒間の音) ・火災警報:男声(第1警報、音声、1秒間の無音、第2警報)(告示)

表 2-7 各国規格比較表(視覚警報)

	米 国	英 国	韓 国	日本
UL1638(2001年)	UL1971(2002年)	ADAAG(1994年)	BS5839-1(2002年)	視覚警報装置(2000年)
視覚信号装置 信号装置	聴覚障害者向け アクセシビリティ指針 27. 1. 3(a)光信号	障害を持つアメリカ人 法 火災警報器の基準 4. 28. 3 視覚警報	火災感知器及び 火災警報システム 設置ベンチナシス基準 17 権覚警報信号	視覚警報装置の認定基 準
光 源	種類 ・規定なし	・キセノンランプ ・ストロボ ・規定なし	・規定なし	・キセノンランプと同等以 上の光度があるもの
点滅	・角度5度ごとの最小 比率を満足する光 度を表示	・75cd 以上	・75cd(壁)、 寝室:110cd(壁)、 177cd(天井)	・5cd/6m以上
点滅回数	・点滅光	・点滅光	・点滅光	・水平180度、垂直90度 内のどの地点でも見える こと(12. 5mの距離で)
色	・規定なし	・白	・60~120点滅/min ・白又は白色光	・点滅光 ・60~120点滅/min ・赤色が好ましい ・透明又は白色光
確認試験	・光度(測定装置)、点 滅周期、突入電流、 突効電流 ・部品温度、電圧変 化、耐環境、耐久 性、耐震動 ・落下、機械衝撃、打 撃	・光度(測定装置)、 点滅周期、突入電 流、突効電流 ・部品温度、電圧変 化、耐環境、耐久 性、耐震動 ・落下、機械衝撃、打 撃	・規定なし ・規定なし	・規定なし ・振動試験、衝撃電圧試 験
設置に 関する事項	・規定なし	・宿泊施設:建物の緊 急警報装置に視覚 警報を接続するか、 視覚警報用のコント ロllerを設けること ・規定なし	・環境騒音90db 以上 及び聽覚保護が通常の環 境下で使用される区域で提供 すること ・天井面から60cm 以上 110cd、天井面から60 cm 以内177cd (1in=2.5cmとした場 合)	・動作信号を受けてから3 秒以内に警報を発し、信 号停止した場合は、3秒 以内に停止できること ・天井面から150mm 以上、床 面から2. 1m 以上 ・建物で使用される他の視覚 信号と識別されること ・一つの警報器までの水 平距離15m 以内

表 2-8 各国規格比較表(振動警報)

	米 国	英 国	韓 国	日本
UL 1971(2002年)	ADAAG(1994年)	NFPA72(2002年)	BS 5839-1(2002年)	
聴覚障害者向け 信号装置	障害を持つアメリカ人 法 アクセシビリティ指針	火災警報器の基準 設置メントナス基準	火災感知器及び火災警報システム 設置メントナス基準	
27.1.3(b)振動装置			18.2.2 携帯警報装置 (触覚信号)	
対象者	規定なし		規定なし	
振動体	<ul style="list-style-type: none"> ・振動ユニット ・振動装置は、3次元平面の少なくとも6 in²(38.7 m²)の断面が必要。平面は直線の寸法で1-3／8in(34.9mm)必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	
振動幅	・最小1／8in(3.2mm)の変位	規定なし	規定なし	
振動周期	・60～120Hz		規定なし	
質量	・規定なし		規定なし	
確認試験	・規定なし		・規定なし	
警報			<ul style="list-style-type: none"> ・電圧低下、故障の場合、視覚・触覚にて知らせること ・警報信号が発生してから5秒以内に警報が出ること ・警報装置が発生する警報信号は60秒以上継続(火災の場合、他の信号よりも火災優先、復旧信号があるまで継続) 	
設置に関する事項	・規定なし		・規定なし	
その他	・特記事項なし		・特記事項なし	